

## 証券取引法の一部を改正する法律案要綱

最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応し、及び我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、公開買付制度の適用範囲の見直し及び親会社等状況報告書制度の導入並びに外国会社等の英文による開示制度の導入等の措置を講ずるため、証券取引法を改正することとする。

### 一. 証券取引法の一部改正

#### 1. 親会社等状況報告書制度

上場会社の親会社等では有価証券報告書を提出していないものは、当該親会社等の事業年度ごとに、当該親会社等の株式の所有者に関する事項その他の事項を記載した親会社等状況報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととするほか、所要の規定の整備を行うこととする。（第 21 条の 2、第 24 条の 7、第 25 条関係）

#### 2. 外国会社等の英文による継続開示

有価証券報告書等を提出しなければならない外国会社等は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとされる一定の場合には、有価証券報告書等の提出に代えて、外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する書類で英語で記載されたものを提出することができることとする。

（第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 5 関係）

#### 3. 公開買付制度の見直し

取引所有価証券市場における競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるものによる買付け等について、買付け等後の株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合には公開買付けによらなければならないこととする。

（第 27 条の 2 関係）

#### 4. 罰則その他

所要の罰則規定その他の規定の整備を行うこととする。

（第 198 条、第 200 条関係）

### 二. その他

#### 1. 施行期日（附則第 1 条関係）

この法律は、平成 17 年 12 月 1 日から施行することとする。ただし、公開買付制度の見直しに関する規定は公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行することとする。

#### 2. 経過措置等

- (1) 外国会社等の英文による継続開示に関する規定は、施行日以後に提出される一定の外国投資信託の受益証券に係る有価証券報告書等から適用し、その他の有価証券報告書等については施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの範囲内において政令で定める日から適用することとする。

- (2) 親会社等状況報告書に関する規定は、平成 18 年 4 月 1 日以降に開始する親会社等の事業年度から適用することとする。
- (3) その他所要の経過措置等を定めることとする。

### 3. 検討

この法律の施行後 5 年間を経過した場合において、改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。